

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび弊社では、以下の証券投資信託について、受益者の皆様のご意向を確認したうえで繰上償還を行なうべく、「投資信託及び投資法人に関する法律」第20条、その関係法令および証券投資信託の信託約款の規定に基づいて、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を実施いたしますので、お知らせいたします。

【対象となる証券投資信託の名称】

追加型証券投資信託 ピムコ・グローバル債券ファンド（為替ヘッジあり）

追加型証券投資信託 ピムコ・グローバル債券ファンド（為替ヘッジなし）

（以下、各ファンドといたします。）

【繰上償還の理由】

各ファンドは、2012年4月に運用を開始いたしました。設定来、その純資産総額は10億円を下回る状況が継続しております。

各ファンドの信託約款第39条第8項では「純資産総額が10億円を下回ることとなった場合には、書面決議の手続きを行なった上で、その信託を終了させることができる」旨を定めており、投資信託説明書においても繰上償還に関する当該規定が説明されております。2019年8月末現在の純資産総額は「ピムコ・グローバル債券ファンド（為替ヘッジあり）」が約0.26億円、「ピムコ・グローバル債券ファンド（為替ヘッジなし）」が約0.07億円となっており、ともに10億円を下回る状況が続いているため、弊社では信託約款に基づいて繰上償還させることといたしました。

【書面決議に関するスケジュール】

このたびの繰上償還に関する書面決議の手続きは、以下の日程にて進めてまいります。

◎書面決議の対象受益者の確定基準日	: 2019年10月21日（月）
◎議決権行使書面による議決権行使期限	: 2019年11月28日（木）
◎書面決議日	: 2019年12月4日（水）
◎当局への届出日	: 2019年12月5日（木）
◎信託終了日（予定）	: 2019年12月16日（月）
◎償還金支払開始日（予定）	: 2019年12月18日（水）

【書面決議の判定】

各ファンドについて、書面決議は、賛成の意思表示をされた受益者（信託約款の規定に基づき、議決権を行使されず賛成とみなされた方を含みます。）が保有する2019年10月21日現在の受益権口数の合計が、2019年10月21日現在の受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。本書面決議にて可決された場合、2019年12月16日をもって繰上償還させていただきます。

また、本書面決議にて否決された場合は、各ファンドの繰上償還は行ないません。

以上

2019年10月18日
東京都港区赤坂九丁目7番1号
日興アセットマネジメント株式会社